

令和 7 年 4 月 4 日

【岸和田市】 小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

保護者の皆様

岸和田市教育委員会

岸和田市小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドラインについて（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より本市学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、防災・防犯のための緊急の連絡手段として登下校時に携帯電話を所持することを認めることなどを含め、各学校や PTA のご意見を参考にし、協議のうえ、小中学校における携帯電話等の取り扱いについて、岸和田市の方針（ガイドライン）を策定いたしました。

子どもたちの健全な学校教育の推進のため、学校と保護者、地域の皆様に連携することが、より一層重要となります。ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは、令和 2 年 4 月 1 日から運用することといたします。

登下校中の安全・安心について

登下校中の安全・安心のために、携帯電話の所持を「一部解除」します。

昨今、登下校中の子どもが犯罪被害にあう事案が全国で発生していることや、平成 3 0 年 6 月に登校時間帯に発生した大阪府北部地震を受け、保護者が子どもの安全をより一層確保する観点から、携帯電話の GPS 機能や通信機能を、災害発生時や連れ去り・痴漢などの犯罪に巻き込まれた（あるいは巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として活用する場合について、府教育庁より小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインが策定されました。

岸和田市においては、これまでも校内への持ち込みについては原則禁止としながらも、特別な事情がある場合に限り、各学校と保護者と協議してまいりました。この度、大阪府のガイドラインの策定を受け、従来の「校内への持ち込みは原則禁止」の考え方は継承しつつ、防災・防犯の観点による使用を目的とした「一部解除」の内容を加え、岸和田市の小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインを策定いたしました。

子どもに携帯電話を持たせる保護者の責任について

保護者には、子どもに携帯電話を持たせるかどうかの判断、またその管理について責任があります。

携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものです。本ガイドラインにおいても、子どもが携帯電話を所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもありません。また、子どもに携帯電話を持たせる以上、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。

さらに、登下校中の子どもに携帯電話を所持させる場合には、学校との協力が不可欠です。学校が示す校内や登下校時の取扱いルールに同意し、そのルールを子どもと確認して、保護者の責任のもとで守らせることが、子どもの安全確保や、子どもに適切な使い方を身に付けさせることにつながります。

学校での指導について

学校は、情報機器との向き合い方の指導を行います。

情報化社会が益々進展する中、携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及しています。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。大阪府公立中学校長会の行った調査のまとめにも、携帯電話の使用に関する危険性やルールを、子どもたちや保護者に指導、啓発する必要性が高く、生徒指導の喫緊の課題であると示されています。

このことから、学校は、すべての子どもに対し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に、今まで以上に積極的に取り組む必要があります。

子どもや保護者、学校が互いに話し合い、ともに取り組むことが重要であり、今後、情報化社会の中で、子どもたちが携帯電話とうまくつきあい、安全・安心に、また健やかに成長できる環境をみんなでつくっていきましょう。

◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能や GPS 機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン

注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。また携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。

【問い合わせ先】

岸和田市教育委員会 学校教育課

TEL （0 7 2）4 2 3－9 6 8 3

FAX （0 7 2）4 2 3－2 4 9 6

E-mail gkyoiku@city.kishiwada.osaka.jp

保護者の皆様へ

子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認、約束し、学校と共有してください。

【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。
- (2) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。手に取って操作しない。
- (3) 校内では、携帯電話を使わない。
- (4) 校内での保管場所、保管方法については学校の規定に従う。
- (5) 学校が作成する「同意確認書」を提出する。
- (6) 子どもが、無許可で携帯電話を持ち込んだり、許可された場合でもルールに従わなかった場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。
※災害等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしないでください。

【適切な使用に関すること】

1. 携帯電話の適切な使い方について

- 以下のことについて、家庭内で確認してください。
- (1) 家庭での適切な使用時間を話し合い、決める。
 - (2) 自分や他人の画像、動画や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
 - (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
 - (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
 - (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
 - (6) SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
 - (7) SNS の上やりとりでは、相手の状況や気持ちを思いやり、時間帯や頻度等に配慮する。
※ これら以外の使い方については、子どもと話し合って、その都度ルールをつくってください。

2. 携帯電話の管理及び責任について

- (1) 子どもに携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、各機能等を子どもとともに確認し、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないように、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

児童の皆さんへ

携帯電話は、以下のルールを守り、保護者が許可した場合だけ持つことができます。

【登下校中や学校での携帯電話の使い方に関するルール】

- (1) 登下校中は、携帯電話をなくさないよう、かばんの中に入れます。災害のときや、危ない目にあいそうなとき以外は、携帯電話をさわったり、使ったりしてはいけません。
- (2) 学校の中では、携帯電話を使ってはいけません。
- (3) 校内での携帯電話を置いておく場所などについては学校のきまりを守ります。
- (4) もし携帯電話を勝手にかばんから出したり、使ったりした場合は、先生があずかり、保護者に直接返します。

【正しい使い方に関すること】

1. 携帯電話の正しい使い方について

<自分のことについて>

- (1) お家で使う時間は、保護者と話し合って決めます。
- (2) 自分や友だちの写真や動画、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）をだれかに送ったり、SNS（ラインやツイッター、インスタグラムなど）にのせたりしてはいけません。
- (3) 保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。
- (4) SNS などインターネット上で知り合った人とは会ってはいけません。
- (5) かくし撮りやその他犯罪につながることはしてはいけません。

<友だちのことについて>

- (6) どんな時でも、だれに対しても、SNS やメールに、人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは書きこんではいけません。
- (7) SNS のグループでの仲間はすれなど、いじめはしてはいけません。
- (8) SNS やメールでは、相手が何をしているか、どのような状況かを考え、無理に返信などを求めてはいけません。
- (9) 友だちに伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。

<その他>

- (10) これら以外の使い方については、必ず保護者と話し合ってルールをつくります。

2. その他の注意点

- (1) 携帯電話を買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談します。使ってよいアプリも、使う前に必ず保護者と一緒に考えます。
- (2) 携帯電話には必ずフィルタリングを設定してもらいます。また、携帯電話自体に使用制限を設定してもらいます。そして保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方を行っているかを確認してもらいます。
- (3) 自分の情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話にはパスワードをかけます。パスワードは必ず保護者に伝えます。
- (4) 学校などで携帯電話の良いところや、注意しないといけないところを学び、携帯電話等の正しい使い方についてしっかり勉強します。
- (5) 携帯電話を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。